

制度の目的

- 性的マイノリティの方を対象として、性的指向や性自認にかかわらず、誰もが人生を共にしたい人と家族として暮らすことができるという人権を尊重して導入する。
【根拠規定】港区男女平等参画条例第9条の2《新規追加予定》

制度の概要

二人の契約関係を基礎として共同生活関係を捉え、その関係を区が受けとめるもの

- 二人が共同生活関係に関する契約を結ぶ。
- 区が示す契約書(標準様式)を用いることで、容易に契約を結ぶことができる。契約書は、標準様式を基本としつつ、二人のニーズに合わせた内容を盛り込むことができる。
- 公証役場で公正証書の作成又は私文書認証を受け、区に申し込めば、区が二人が契約したことを確認し、「みなとマリアージュカード」を交付する。
- 「みなとマリアージュカード」は、トランスジェンダーに配慮し、本名のほか、戸籍上の性別とは異なる性別の名前(通称名)を記載することができる。
- 私法上の契約を基礎とすることから、法律上の婚姻とは違い、婚姻・親族・姻族関係といった身分関係を創設しないため、戸籍に影響しない。

制度の対象者

(同性間でも異性間でも利用できる。外国籍の人も利用できる。)

- 双方若しくは一方が区内在住であること、又は双方が転入を予定していること。
- 成年であること。
- 配偶者(内縁の配偶者を含む。)がないこと。
- 他の人と性的指向に関する制度(パートナーシップ制度など)を利用していないこと。

契約書を取り交わすことのメリット

- 契約として法的効力がある(契約自由の原則に基づき、公序良俗に反しない限り有効)。
- 契約書は、当事者間では、全国で有効である。
- 当事者の自由意思を尊重した関係を実現できる。
- 区がホームページ等で示す契約書(標準様式)は、他者の関与なく(誰にもカミングアウトしないで)契約したい人も活用できるメリットがある。

契約書(標準様式)に明記する事項

(※: 必須事項)

- | | |
|-----------------|--------------------------|
| ①相互の関係の確認及び誓約* | ②婚姻等の禁止* |
| ③同居、協力及び扶助の義務* | ④共同生活費用の分担 |
| ⑤日常家事代理権の授与* | ⑥療養看護に関する委任等* |
| ⑦当事者間における財産の帰属* | ⑧判断能力低下時の療養看護* |
| ⑨養子縁組 | ⑩子の教育監護 |
| ⑪死後事務の委任等* | ⑫死亡による契約の終了* |
| ⑬合意による契約解除* | ⑭合意によらない契約解除* |
| ⑮解除の効力 | ⑯未成年の子がいる場合の監護に関する事項の定め等 |
| ⑰契約解消時の財産分与* | ⑱解釈の指針及び協議事項 |

手続の流れ

◆契約書の準備

- ①標準様式をもとに契約書を準備する。
(区、男女平等参画センター(リーブラ)、区ホームページ)

◆公証役場で 契約書(公正証書)作成 又は 契約書(私製)私文書認証

- ②公証役場で、契約書(公正証書)を作成してもらう。
又は、
公証役場で、契約書(私製)の私文書認証を受ける。

公証役場 手数料(目安)	
◆契約書(公正証書)作成手数料	16,000円程度
◆契約書(私製)私文書認証 手数料	5,500円程度

◆みなとマリアージュカードの 申込み

- ③来庁の希望日時について、区(人権・男女平等参画担当)宛に電話等で連絡する。

- ④区(人権・男女平等参画担当(区役所4階402窓口))に、次の書類を持参し、二人でカードの交付を申し込む。

- ✓ 契約書(公正証書又は私文書認証を受けたもの)
- ✓ 戸籍全部事項証明書(婚姻要件具備証明書)
- ✓ 本人確認書類

◆みなとマリアージュカードの 交付

- ⑤区は、持参書類をもとに、交付要件を満たしていることを確認し、「みなとマリアージュカード」を交付する。

サポート体制

◆法律相談

- 男女平等参画センターのリーブラ相談室(こころのサポートルーム)で、弁護士が契約書作成についての法律相談に無料に対応し、アドバイスする。

その他

- 制度を利用しない場合(みなとマリアージュカードの交付を受けない場合)においても、契約書(標準様式)を区ホームページ等で提供して、契約書の作成を支援する。

◆契約書(私製) の作成

- ①標準様式をもとに契約書(私製)を準備する。
↓ (区、男女平等参画センター(リーブラ)、区ホームページ)
- ②契約書正本2通を作成し、各自署名押印して各々1通を保有する。